



Headline News

推定年収 100 億円、節税対策をなぜしないか？

先頃、公表された高額納税者「番付」で堂々の 1 位となった T 投資顧問運用部長、K 氏、46 歳、平成 16 年分の納税額 36 億 9238 万円、推定年収 100 億円を稼ぎ出した人物である。

なぜ、100 億円も稼げる身でありながら、サラリーマンのままなのか。

自身の会社を設立し、T 投資顧問と業務委託契約を結んで、100 億円の報酬を会社の売りにした方が節税になるのではないかと……。考えられるのは報酬が巨額すぎるために、逆に給与所得の方が節税になるということだろう。

サラリーマンの給与所得に 5% の所得控除(所得 1000 万円超の部分)があるのはご存じの方も多かろう。仮に年収 4000 万円くらいなら約 200 万円というわけであまりおいしくない。それなら、会社形態にし、4000 万円を売りにして経費をたくさん計上(もちろん適法の範囲内だけ)すれば、200 万円なんて軽く超えられる。節税も簡単に出来るというわけだ。

だが、問題は 100 億である。当然だが 5% は 5 億円。これだけの額を超える程の経費となると、そう簡単にはひねり出せない。

そもそも、T 投資顧問といっているが、その実は年金や富裕層、一部事業会社などの資産を運用するヘッジファンドであり、柱の K 氏が外に出て業務委託を受けたとて業態は同じ。つまり、設備投資も多数の人材もいないのだから使う経費には限界がある。

となれば、サラリーマンとして報酬をもらい、5 億円の控除を取った方がトク。そんなところではあるまいか。なにせよ、ケタの違う収入には、ケタに違う考え方がある、ということか。

K 氏は、T 投資顧問の実質オーナーという説もある。そうであれば、自身への報酬を抑えても会社に残る利益分には法人税がかかるだけ。法人税率は 40%、所得税の最高税率 37%。これもありそうだ...

(2005 年 5 月 30 日日経ビジネス EXPRESS より抜粋)

Information



商法・会社法大改正 その 1 有限会社法の廃止

平成 17 年 5 月 17 日、商法・会社法改正案が衆議院本会議を通過し、今通常国会で成立することが確実な情勢となりました。従来の商法改正は、金庫株・新株予約権など株式公開を考えていない中小企業にとっては、あまり関わりあいのないものでした。しかし今回は中小企業を含めた全企業に関わる改正となっています。

1. 主な改正内容

(1) 有限会社の設立は不可に

有限会社法がなくなり、**有限会社の設立ができなくなります。**

(2) 既存の有限会社は？

既存の有限会社は「有限会社」の商号を用いたまま、**新会社法の「株式会社」(「特例有限会社」)**として存続することになります。

(3) 有限会社をそのまま使用し続ける場合

原則として**定款および登記事項に関して変更を行う必要はありません。**



(4)株式会社に商号変更する場合

株主(旧社員)総会の特別決議を経て、決議から2週間以内に登記する必要があります。登記手続きとしては、旧有限会社の解散登記・商号変更後の株式会社の設立登記をすることになります。この場合、法人税法上は解散・設立がなかったものとして取り扱われ、事業年度をそれぞれ区分せず連続した事業年度として申告することになります。

2. 特例有限会社だけの特例的取り扱い

改正後、現行有限会社・株式会社は、株式会社に一本化されます。しかし特例有限会社の場合、1.取締役任期は無制限 2.決算公告は不要など、原則として現行有限会社の規定がそのまま適用されます。

3. 税務への影響

現行の法人税法上、特例規定の適用は資本(資本等)の金額などで判定するため、有限会社だから特に有利・不利になることはありません。その点から、税務への影響はほとんどないと思われま

新商法の施行日は、今のところ未定ですが、平成18年4月1日が有力です。

- - 法人契約の保険 - -

法人の役員退職金の財源の準備、リスクマネジメント等に保険を活用することができます。

一般的な活用例

活 用 例	保 険 種 類
役員の勇退退職金・死亡退職金・弔慰金の財源準備	主に定期保険・長期平準定期保険・遡増定期保険
従業員の福利厚生制度の充実	主に養老保険(福利厚生プラン)
事業承継対策(自社株買取資金・相続税納税対策資金の準備)	主に長期平準定期保険・遡増定期保険・終身保険
経営者に万が一の場合の借入金対策	主に定期保険(借入期間中の保障)

保険の種類、保険受取人など契約の内容によって、保険料の経理処理、満期・返戻金等の経理処理がそれぞれ定められています。詳しくは契約前に当事務所へお問い合わせ下さい。

受取保険金を財源として役員退職金を支給する場合には、過大役員退職金の判定・損金算入時期・証拠資料の保存(取締役会議事録・株主総会議事録・役員退職慰労金支給規程等)に注意が必要です。

(情報提供: ASGグループ(グラント・ソントン 加盟事務所) ASGマネジメント(株))

ちょっとコメント

最近の新聞を読んでいますと、65歳以上の高齢者が5人に1人・・・年金の未納者が37%とか・・・

単純に計算すると、約2人強で一人の老人の年金を負担していることになります。今後は更にこの負担割合が高くなっていく・・・また老人医療保険料の自己負担割合の増加が検討されるなどを考えると、年を取ることが不安になってきます。

税金面でも、今年から所得税の老年者控除の廃止、年金控除の縮小など・・・現在の老人にも厳しい税制になってきています。さらに今後は、退職所得の見直しなどもあっており、これから老人になろうという人々にも厳しい現実が待っています。100億円の給料なんてまるで夢のような人の話で実感がわきませんが、沢山の税金を我々国民のためにお支払いになっているのに新聞や週刊誌ネタにされ、お気の毒な気がするのは私だけでしょうか。(公認会計士・税理士 沖 祐治)